

J R 東海労幹関西地「発」第 2 号
2 0 2 6 年 1 月 2 6 日

J R 東海新幹線エンジニアリング株式会社
代表取締役社長 伊藤 将利 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 笹田 伸治

「J R 東海からの出向社員の業績評価」に関する申し入れ

J R 東海において、昨年 1 2 月に 2 0 2 5 年度上期業績考課ランクが社員に通知された。

しかし、その内容を確認したところ、J R 東海から貴社へ出向している 7 名の組合員が「P1」評価であり「該当等級区分の中で標準を下回る業務貢献であった」と評価されていることが判明した。これは、評価制度として極めて不自然であり、評価の妥当性・公平性・透明性に重大な疑義があると言わざるを得ない。

また、出向社員は出向先の服務規程を遵守することが定められている（出向規程第 7 条）。したがって、出向社員の勤務実態・勤務成績については、出向先である貴社管理者による報告が事実上の根拠となり、これが J R 東海の業績評価に直結する構造である。

にもかかわらず、今回のように 7 名の出向社員が一律に低評価となった事実は、貴社側の報告内容・報告手続・評価運用そのものに問題がある可能性を強く示している。よって当組合は、貴社に対し下記のとおり申し入れる。

本件は出向社員の処遇・名誉・生活に直結する重大問題であり、貴社は責任をもって説明責任を果たすこと。また、下記項目について曖昧な回答・抽象的説明・責任回避は一切認めない。

早急に団体交渉を開催し、誠意ある明確な回答を行うこと。

記

1. 出向社員の対象期間における業績評価を「誰が」「どの権限で」行ったのか、評価決定者を明確にすること。

2. 業績評価の評価方法（評価項目・評価基準・根拠資料・手続）を具体的に示すこと。
3. 出向社員ごとに、貴社側の報告者（所属・役職・氏名）および報告内容の概要を明らかにすること。
4. 今回、7名の出向社員が一律に「標準を下回る」とされた理由について、合理的根拠を示し説明すること。
5. 本申し入れに対する回答期限を、2026年2月28日までとし、団体交渉を開催すること。
6. 新幹線エンジニアリング株式会社に出向している JR 東海労組員は下記のとおりである。

	名 簿	職 場
1	山本 真治	機 動
2	小林 國博	修 繕
3	沖村 靖彦	交 検
4	細田 正樹	修 繕
5	船出 和幸	修 繕
6	八島 浩一	機 動
7	笹田 伸治	台 検

以上